

次期計画策定の方向性について（案）

1 これまでの経過

- 平成30年4月の改正社会福祉法の施行により、地域福祉計画の策定が努力義務化。示された新たな地域福祉計画策定ガイドラインを踏まえて令和元年度に「くるめ支え合うプラン（R2～R7）」を策定
- 令和3年4月の改正社会福祉法の施行により、「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、令和3年度に計画を改訂
- 令和4年度に「久留米市再犯防止推進計画（R4～R7）」をプラン分冊として策定

2 次期計画策定の方向性

- 令和8年度を始期とする次期計画を策定する。計画期間は、新総合計画との整合を図り設定
- 計画の性質やめざす姿、取組みの方向性などの基本的事項は現計画を踏襲
- これまでの蓄積や各分野の計画策定内容を踏まえ現状・課題をコンパクトに整理
- 地域福祉の推進（地域共生社会の実現）に向け、「包括的な支援体制の整備」の具体的手法である「重層的支援体制整備事業」をリーディング事業※に位置づけ
※リーディング事業…計画全体を進める上で核となり、先導的な役割を果たすプロジェクト
- 地域住民をはじめとする多様な主体と策定過程を共有することで、地域福祉の意識醸成を図る

3 令和6年度の目標

次期計画の策定方針（案）決定

4 検討体制

現計画の策定・推進体制（別添）とする

5 今年度のスケジュール（予定）

- 令和6年6月 第1回くるめ支え合うプラン推進協議会
アンケート・ヒアリング・ワークショップなど（～年度末）
- 令和6年10月 第2回くるめ支え合うプラン推進協議会
- 令和6年12月 第3回くるめ支え合うプラン推進協議会